

藍住町中小企業専門家活用支援事業

藍住町では、経営革新・向上を目指す中小企業や創業者等が抱える諸課題(経営全般、マーケティング、資金、法務、人事労務、税務、創業、販路開拓等)に対し、とくしま産業振興機構、中小機構四国の専門家派遣事業を活用した場合に、機構に支払う利用料1回にあたり5,000円(利用料が5,000円未満の場合は、支払う利用料とします。)を町で補助します。1企業で年間1テーマ8回までを限度とします。

申請手続

中小企業者（藍住町内）
相談内容
(経営、技術・人材・情報・その他)

専門家派遣事業

とくしま産業振興機構
中小機構四国

専門家派遣事業の活用が終了後、補助金交付申請書等を提出
添付書類

- ① 専門家派遣要請書の写し
- ② 専門家派遣決定通知書の写し
- ③ 報告書の写し
- ④ 支払した旨を証する書類の写し

藍住町経済産業課